

告 示

埼玉県告示第千二十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇十六―二五―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市彦成二丁目三百四十二番、三百四十三番、三百四十五番、三百四十六番、三百四十七番、三百四十八番、三百四十九番、三百五十番一、三百五十二番、三百五十三番、三百五十四番、三百五十五番、四百八十八番の一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五千八百八十・五三立方メートル